

河野としのり

レポート



一人暮らしの高齢者や
身体障害者の方など

災害弱者の救出を!!

河野としのり県議 県に、国に要請する!!

個人情報保護法により、災害時に一人暮らしの高齢者、身体障害者の災害弱者の情報を防災機関、自主防災組織が把握出来なくなった。これでは、災害時、行政は見えぬ振りを見かねない。河野としのり県議は県議会で「県が災害弱者の情報を防災機関が把握できるよう積極的に動くべき」と訴え、国に対しては「災害時用援護者の名簿が必要な行政機関および自主防災関係者に渡すよう個人情報保護法を改正すべし」との要望書を作り、議会の採決を持って国に要請した。

千葉県議会議員 河野俊紀

「個人情報」過敏症

個人情報保護法が施行されてから、個人情報に過敏な人が増えている。災害時に必要な情報を共有できず、被害が拡大している。河野としのり県議は、県議会で「県が災害弱者の情報を防災機関が把握できるよう積極的に動くべき」と訴え、国に対しては「災害時用援護者の名簿が必要な行政機関および自主防災関係者に渡すよう個人情報保護法を改正すべし」との要望書を作り、議会の採決を持って国に要請した。

高齢、障害者の名簿なく 災害時支障

2006.3.25 読売新聞掲載



千葉県議会議員

河野としのり

災害弱者の情報が行き渡ってない認識を!

河野としのり県議

災害時、独居高齢者、重度障害者の方々の名簿が「個人情報保護法」により消防・防災の部局に渡らず避難勧告が伝えられなくなり、河川増水などで一人暮らしの高齢者が自宅で水死したと報道されました。常識で考えても、福祉部局の持つ災害弱者の情報を火災や災害発生の際、現場職員にその情報を伝える活用するというは当たり前のことです。人の命にかかわることです。しかし、個人情報保護法の成立により、県下の市町村でも、それが出来ていないのです。その災害時要援護者の登録は全国的に非常に困難な状態です。県としては、この状況をどう考えているのか。



白戸副知事

災害時に備え、災害時要援護者の状況を把握するために、福祉関係者と防災関係者との間で情報を共有することは大変重要です。要援護者に直接働きかける同意方式や、申し出により登録する手上げ方式、また、手続を経て共有する共有情報方式も有効と考えます。今後とも市町村に対して、情報の共有が図られるよう要請してまいります。



2006.3.25 朝日新聞掲載



2006.3.23 毎日新聞掲載



2006.3 千葉日報掲載

河野としのり県議
副知事! 「災害弱者の情報が把握出来てない」と言ってんです!!

県が本気でリーダーシップをとって頂きたい 現状は、市町村においても、国が作った「個人情報保護法」によって災害弱者の情報を防災機関が把握出来ていないんですよ。今お答え頂いたように、例えば手上げ方式と

か本人の同意をとっていても把握できるのは1割、2割です。あの新潟県の水害があったところでも5割しか災害弱者は把握出来ていないんです。知事! 私は先日県庁に行く途中、地元の千葉市美浜区真砂で火災現場に遭遇しました。団地の3階が燃えているのに、放水されず、火の手が燃え上がっているのです。どうして火を消さないのか後で聞いてみると、下の階の方が独居の寝たきり老人で、その方を先ず救出する為に時間がかかったということなんです。もし、寝たきり老人や障害者の情報を消防、防災機関が把握できず問い合わせなどしていると現場はさらに悲惨な状況となります。火事は待った無しです、本当に人の命にかかわることです。

災害時要援護者の名簿が必要な行政機関および自主防災関係者に渡すよう個人情報保護法を改正することを要望する意見書

台風災害などで高齢者などいわゆる災害時要援護者の名簿が個人情報保護法により消防・防災の部局に渡らず、避難勧告が伝えられず、河川増水などで自宅で水死したという痛ましい「事件」が起きている。

昨年全面施行された個人情報保護法により、福祉部局等が保有する一人暮らしの高齢者、重度障害者などの情報を防災部局等が利用することは「目的外使用」に当たると、多くの自治体でその情報を共有できずにいる。

そもそも災害時要援護者の情報について、災害発生の際現場職員に同時に伝えられるとともに、通常の救急・消防・災害の避難活動にも活用するというは、人の命に関わることから、防災対策を進める上でなくてはならないものである。

いくら本人の同意や申し出により登録を進めるといっても、その災害時要援護者の登録は全国的に非常に困難な状況である。

よって、災害時に個人の命を守るべく市町村の福祉部局等で把握している災害時要援護者の名簿を法に一切触れることなく、堂々と必要な機関や自主防災関係者などに渡せるよう、個人情報保護法を改正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

千葉県議会議員

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
外務大臣 国土交通大臣 内閣官房長官 あて

河野県議の国への要請文の採択により、県の意志が明確となり、県と市町村で災害弱者の情報の把握がより真剣に取り組まれる事となった。

防災・消防に災害弱者の把握を!



そもそも「個人情報保護法」の精神である個人の尊厳とは、先ず人の命を守ることこそ個人の尊厳ではないですか。ぜひ県が、個人情報保護法を乗り越えて、防災機関にさらに自主防災組織に、災害時用援護者の情報を前もって与え、弱い方々を皆で救出できるようにして下さい。

災害弱者の救出を訴える!!